【令和8年度版】

防犯灯補助金の手引き

〈新規設置・取替え〉



富田林市　危機管理室

令和8年3月発行

令和8年10月改定



【目次】



1.新規設置編

1-1 概要……1

1-2 補助金交付までの流れ……2

1-3 事前に準備すること……3

1-4 申請期間及び提出書類……4

1-5.占用許可等、取得の流れ……5

1-6 主な注意事項（再掲含む）……6



【様式記入例・参考資料】

◇防犯灯設置事業補助金交付申請書（様式第1号）……7

◇防犯灯設置場所見取り図……8

◇防犯灯設置報告書(様式第5号)……9

◇防犯灯設置補助金交付請求書（様式第7号）……10





2. 防犯灯・取替え編

2-1 概要・・・

富田林市防犯灯設置事業補助金



【1.新規設置編】

1-1.概要

○目的

富田林市では、環境保全と向上に関する基本条例第6条の規定に基づき、市民の安全確保をはかるため、防犯灯の設置費用の一部を補助します。

○対象団体

富田林市内に設置した防犯灯を管理する、町会又はこれに準ずると市長が認める団体（以下「町会等」という。）が対象です。

○設置種別・補助限度額

設置種別	補助率 （1円未満切り捨て）	補助上限額 （1灯あたり）
①LED防犯灯	2分の1	22,000円
②LED以外の防犯灯	2分の1	15,000円
③専用ポールの設置・取替え	2分の1	25,000円

○補助金交付の条件

以下のすべての条件を満たす場合に補助を受けることができます。

1.公共の用に供することを目的としたもの。

2.概ね25メートル以上の間隔で設置されたもの。

3.設置団体の合意に基づく申請であること。

1-2. 補助金交付までの流れ

交付申請の準備

申請者は団体内での合意形成を経て、設置する場所の確認、業者に見積書作成の依頼などを行い、申請の準備をしましょう。

① 交付申請

申請者は「防犯灯設置事業補助金交付申請書（様式第1号）」に設置予定位置図・見積書を添えて、団体代表者名で申請してください。

交付決定通知

市は現場確認及び申請内容の審査を実施し、交付決定を行い、申請者へ交付決定通知書を送付します。

設置工事

申請者は、**決定通知を受けたのち、業者と契約を締結し、設置工事を実施**し、費用を支払ってください。
（補助金交付決定前に工事をすると補助金をお支払いできません。）

② 設置完了の報告

1）防犯灯設置報告書、2）工事代金請求書の写し、
3）領収書の写し、4）施工前後の写真、以上4点の書類を危機管理室へ提出してください。

交付確定通知

市は、設置報告書の内容を精査し、交付額を確定し、申請者へ交付確定通知を送付します。

③ 補助金請求

申請者は、交付確定通知を受けたのち、補助金の請求を行い、市から補助金の交付を受けます。
（お振込みまで 3 週間前後かかります。）

1-3. 事前に準備すること



◎申請前に必ずご確認ください（重要事項）

本市では、地球温暖化防止と持続可能な街づくりのため、省エネタイプ LED 防犯灯を推進しています。近年の省エネタイプLED防犯灯は、より低い消費電力でありながら従来と同等以上の明るさを確保できます。特に消費電力が10W未満のLED防犯灯なら、町会等が自己負担となる電気代（年間のランニングコスト）が最も安価となりますので、ぜひご検討ください。

①合意形成・予算確保

◇団体内の合意形成を行い、予算を確保しましょう。

防犯灯は設置して終わりではなく、設置後の管理・修繕・将来の撤去（専用ポールを含む）まで設置者（町会等）の責任において行わなければなりません。申請にあたっては、以下の点についてあらかじめ了承・準備をお願いいたします。

・ランニングコストの負担： 電気代および経年劣化に伴う器具及び専用ポールの交換費用は町会等の負担となります。（補助や助成制度がありますが、町会等の負担がゼロになる訳ではありません。支援の内容は本手引きを確認してください。）

・更新・撤去・維持管理費用の積立： LED防犯灯の耐用年数（約10～15年）経過後の更新、撤去について、あらかじめ積み立てておく等、計画的な資金の準備をお願いします。

・専用ポールの定期点検と安全管理：腐食等による倒壊事故等を防ぐため、年1回以上の目視点検や適切な処置（塗装など）を行ってください。

・撤去の判断： 周辺環境の変化等により防犯上の必要性がなくなった場合や、維持管理が困難になった場合は、責任を持って安全に撤去を行ってください。

②設置場所の確認・設置業者の選定

防犯灯を新たに設置する場所及び設置業者・設置機種を選定しましょう。

③見積依頼

設置予定業者に費用の見積もりを依頼しましょう。

※追加費用の発生がないよう、見積内容に漏れがないか、確認をお願いします。

※2社以上の見積もりをおすすめします。

④必要書類の準備



申請書（下記①～③）を作成・準備し、必要書類を揃えましょう。

①申請書（様式第1号）　※記入例（7頁）を参照ください。

②防犯灯設置予定位置図　※記入例（8頁）を参照ください。

③見積書

※消費電力の確認のため、設置する防犯灯の品番等の記載を含めてください。

1-4. 申請期間及び提出書類

【申請期間】

種　　別	受付期間・申請等期限等
事前相談	随時受付しております。
①交付申請	当該年度の2月末までを目途にお願いします。
②設置完了報告	当該年度の3月15日までを目途にお願いします。

申請書類をとりまとめた上で、危機管理室へ申請してください。

【提出書類】

① 交付申請時

① 防犯灯設置事業補助金交付申請書（様式第1号）

② 設置予定箇所の位置図

③ 見積書の写し

② 設置完了報告時





① 防犯灯設置報告書（様式第5号）

② 請求書及び領収書の写し※

※振込明細等をもって、領収書の写しに代えることはできません。

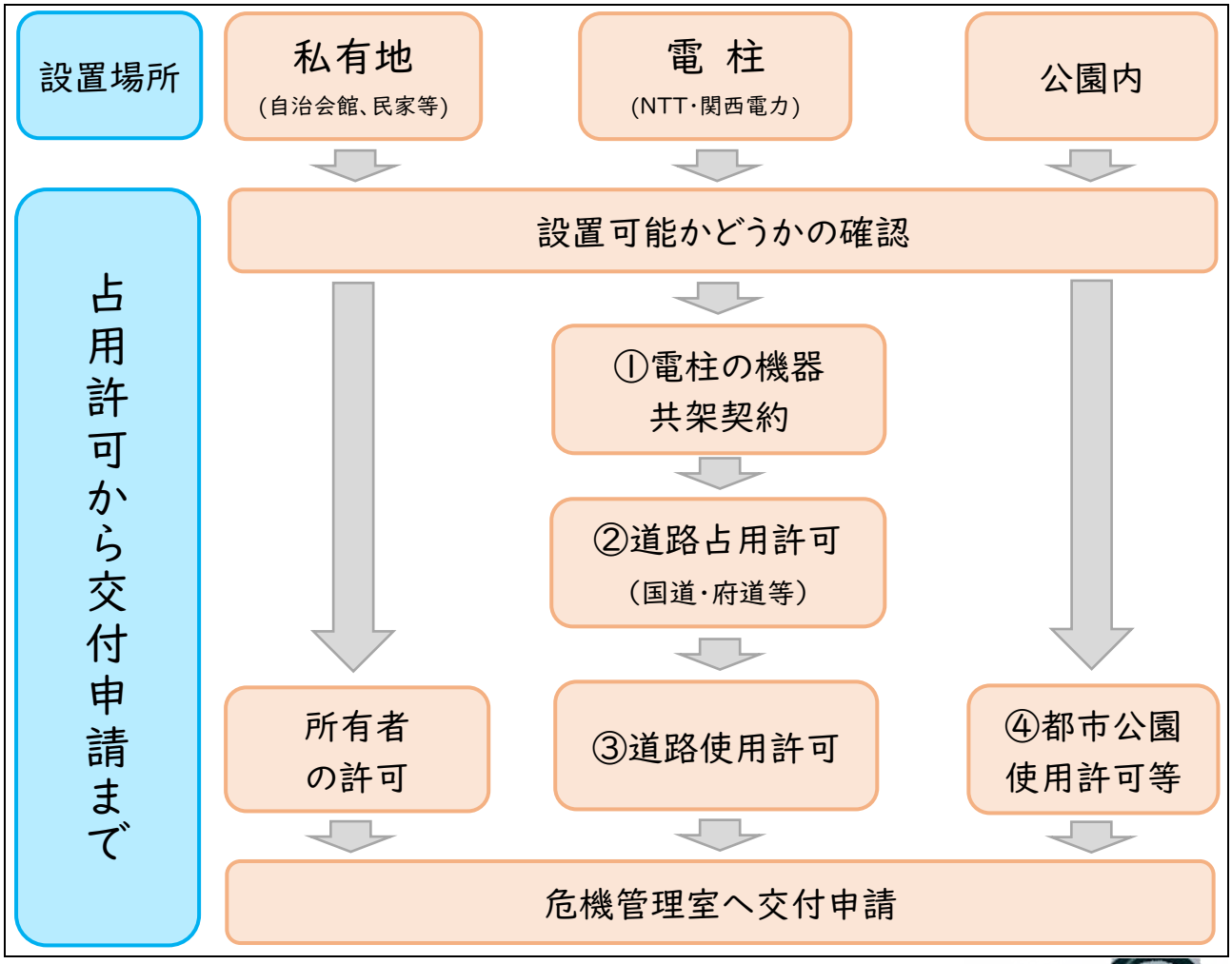
③ 防犯灯施工前後の写真

注意：防犯灯設置報告書は、設置完了後、速やかに提出してください。

③ 補助金請求時

① 防犯灯設置補助金交付請求書（様式第7号）

1-5. 占用許可等、取得の流れ



※設置場所に応じた占用許可等の確認・許可取得をお願いします。



◇許可取得の連絡先◇

許可等		連絡先	電話番号
①電柱の機器共架契約		関電サービス株式会社 共架センター	06-6672-6786
		(株)NTT ﾌｨｰﾙﾄﾞﾃｸﾉ関西支店	06-6105-3384
②道路占用許可	国道・府道	富田林土木事務所	0721-25-1131
	市道	富田林市役所 道路公園課※	0721-25-1000
③道路使用許可		富田林警察署	0721-25-1234
④都市公園使用許可等		富田林市役所 道路公園課※	0721-25-1000

※庁舎建て替え中、道路公園課はすばるホール4階となります。

1-6. 主な注意事項（再掲含む）

注意1：防犯灯の新規設置における町会等の合意について

★町会等の合意については、各町会等の規約等に基づき、必要な過程を経た上で決定してください。

注意2：工事業者への見積書作成依頼について

★見積書については、補助申請後に追加費用の発生のないようにお願いいたします。

※**「関西電力工事費」**の費用計上が漏れている場合があります。

補助申請後の金額変更のないように、工事依頼業者への念入りな確認をお願いします。



注意3：防犯灯設置工事の契約・発注について

★補助金の交付決定通知書が手元に届いてから、工事の契約・発注をしてください。補助金交付決定より前に工事の契約・発注をしてしまった場合や、既に設置済みの防犯灯については、補助の対象外となり、補助金のお支払いはできません。

その他、不明点等ございましたら、危機管理室までお問合せください。

蛍光灯タイプ防犯灯について

蛍光灯は水銀を含むため、国際条約「水俣条約」に基づき、令和９年（２０２７年）末までに一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が段階的に禁止されます（日本国内では令和１０年（２０２８年）１月１日以降は全面禁止）。国内主要メーカーは令和９年（２０２７年）９月末までに生産終了を発表済みです。

現在使用中の蛍光灯は引き続き使用可能ですが、今後はＬＥＤ照明への計画的な切り替えをお願いします。

【記入例】新設編

様式第１号（第４条関係）

記入例

防犯灯設置事業補助金交付申請書

番号	設　置　場　所	設　置　器　具	設　置　区　分
1	**常盤町〇番〇号 □□宅前**	□ 蛍光灯等　6.3W ■ ＬＥＤ □ ポール	■電柱設置（電柱番号= **ﾄｷﾜ 3D51**　） □ポール設置
2	**常盤町△番△号 〇〇児童公園前**	□ 蛍光灯等　6.3W ■ ＬＥＤ ■ ポール	□電柱設置（電柱番号=　） ■ポール設置
3		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ ポール	□電柱設置（電柱番号=　） □ポール設置
4		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ ポール	□電柱設置（電柱番号=　） □ポール設置
5		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ □ ポール	□電柱設置（電柱番号=　） □ポール設置
6		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ □ ポール	□電柱設置（電柱番号=　） □ポール設置
7		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ □ ポール	□電柱設置（電柱番号=　） □ポール設置
8		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ □ ポール	□電柱設置（電柱番号=　） □ポール設置
9		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ □ ポール	□電柱設置（電柱番号=　） □ポール設置
１０		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ □ ポール	□電柱設置（電柱番号=　） □ポール設置

上記のとおり防犯灯を設置したいので、富田林市防犯灯補助金交付要綱第４条の規定により、補助金の交付を申請します。

令和〇年〇〇月〇〇日

管理団体代表者名を記入

（管理団体名）　**〇〇〇〇町会**　（代表者氏名）　**富田林　太郎**

（住所）　**富田林市常盤町1番1号**　（電話）　**0721-25-1000**

設置場所見取図−作成例



（上記地図は参考例であり、実際の防犯灯設置場所とは異なります。）　© Google

【参考例】
防犯灯を2灯設置
①電柱へ設置
（防犯灯代金＋工事費用の合計）
②専用ポールを含め、防犯灯を設置
（防犯灯代金＋専用ポール費用＋工事費用の合計）

（注）設置場所には〇印をつけ、申請書に記載した番号を記入してください。

様式第５号（第６条関係）

記入例

令和〇年〇〇月〇〇日

防犯灯設置報告書

富田林市長　様

管理団体代表者名を記入

（管理団体名）　**〇〇〇〇町会**

（代表者住所）　**常盤町1番1号**

（代表者氏名）　**富田林　太郎**

令和〇年△月□日付けで防犯灯設置事業補助金の交付決定通知を受けた防犯灯について、設置工事を完了しましたので、設置場所別請求明細書、工事費領収書（写し）及び施工前後の写真を添えて報告します。

記

工　事　完　了　日　　令和〇年〇〇月〇〇日

番号	設置場所	設置器具	設置区分	設置費用
1	**常盤町〇番〇号 □□宅前**	□ 蛍光灯等　6.3W ■ ＬＥＤ □ ポール	■電柱設置 □ポール設置	**△□,000**円
2	**常盤町△番△号 〇〇児童公園前**	□ 蛍光灯等　6.3W ■ ＬＥＤ ■ ポール	□電柱設置 ■ポール設置	**△□〇,000**円
3		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ ポール	□電柱設置 □ポール設置	円
4		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ ポール	□電柱設置 □ポール設置	円
5		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ ポール	□電柱設置 □ポール設置	円
6		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ ポール	□電柱設置 □ポール設置	円
7		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ ポール	□電柱設置 □ポール設置	円
8		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ ポール	□電柱設置 □ポール設置	円
9		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ ポール	□電柱設置 □ポール設置	円
１０		□ 蛍光灯等　W □ ＬＥＤ □ ポール	□電柱設置 □ポール設置	円

（添付書類）

①設置場所別請求明細書　②工事費領収書（写し）　③施工前後の写真

様式第７号（第７条関係）

記入例

令和〇年〇〇月〇〇日

防犯灯設置補助金交付請求書

富田林市長　様

・団体代表者名を記入
・自署(手書き)の場合は、押印不要

（管理団体名）　〇〇〇〇町会
（代表者住所）　常盤町1番1号
（代表者氏名）　富田林　太郎　印

令和〇年〇月〇〇日付けで防犯灯設置事業補助金の交付確定通知を受けた防犯灯について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

なお、補助金については下記の指定口座へ振り込むよう依頼します。

記

交付決定通知書により通知された金額を記載

１．請 求 金 額　　@@,000　円也

２．指 定 口 座

金融機関名	トッピー農協　・(銀行)　　ゆるキャラ支店		
預金種別	(普 通)・当 座	口座番号	〇△□〇△□
フリガナ	マルマルマルチョウカイ　カイチョウ　トンダバヤシタロウ		
口座名義	〇〇〇〇町会　会長　富田林太郎		

（注）　口座名は、通帳を確認のうえ、フリガナを入れて正確に記入してください。
記入に誤りがあると振込みできない場合があります。

富田林市防犯灯維持管理費補助金

【2.防犯灯・取替え編（電球等のみの交換を除く）】



2-1.概要

○目的

富田林市では、環境保全と向上に関する基本条例第6条の規定に基づき、市民の安全確保をはかるため、**防犯灯取替え（器具交換）※費用の一部を補助**します。

※取替え例・・・水銀灯からLED防犯灯への取替え、蛍光灯タイプ防犯灯からLED防犯灯への取替え、LED防犯灯本体の取替えなど。（消費電力が10W未満のLED防犯灯なら、町会等が自己負担となる電気代（年間のランニングコスト）が最も安価となります。）

※電球・蛍光灯部分等のみの交換の場合は、補助対象となりません。

○対象団体

富田林市内に設置した防犯灯を管理する、町会又はこれに準ずると市長が認める団体が対象です。

○設置種別・補助限度額

設 置 種 別	補助率 （1円未満切り捨て）	補助上限額 （1灯あたり）
①LED防犯灯	2分の1	16,000 円
②LED以外の 20W 以下の防犯灯	2分の1	6,000 円
③LED以外の 20Wを超える防犯灯	2分の1	11,000 円

※団体において管理している防犯灯専用のポールが腐食等により取替えが必要となった場合、別途、補助制度を活用いただけます。専用ポールの取替えの場合、事前申請が必要となりますので、本てびきの2頁をご覧ください。

2-2. 補助金交付までの流れ

取替え場所の確認

申請者は、取替え（器具交換）が必要な防犯灯の設置場所を確認し、団体で管理している防犯灯で間違いないか、取替えが必要な状態（故障等）か、見積内容は適正かなど、再確認をお願いします。

業者へ発注・支払い

申請者は、取替えする防犯灯の場所・数量を確認の上、業者と契約を締結してください。
防犯灯維持管理費補助金申請時（受付期間：12月下旬から1月初旬頃）において、**①取替え場所別の請求書の写し、②領収書の写し、③取替え場所を特定できる見取り図（位置図）**の提出が必要ですので、大切に保管しておいてください。

電気料金請求区分変更の確認

消費電力の変更（蛍光灯タイプの防犯灯から10W以下のLED防犯灯への取替え等）を伴う取替えの場合、**取替え前後の請求書**を確認し、**請求額及び最終ページ下部の消費電力区分が変更となっていることを確認**（関西電力の場合）してください。請求額が変更されていない場合、取替えを発注した電気店へお問合せください。

補助金申請

毎年**11月下旬頃**、各防犯灯管理団体の代表者様あてに、**「○年度防犯灯維持管理費補助金の交付申請について」**の**書類一式を送付**いたします。
防犯灯取替えに係る補助金申請は、防犯灯維持管理費の補助金申請の際に、あわせて申請する形となります。
指定された締め切り期限内の申請をお願いします。

交付決定通知

市は申請内容の審査を実施後、交付決定を行い、申請者へ「交付決定通知書」を送付します。

補助金請求

申請者は、交付決定通知を受けたのち、補助金の請求を行い、市から補助金の交付を受けます。
（補助金のお振込みは3月中旬頃の予定です。）

※防犯灯取替えに関する申請一式の控えを保存し、次年度への引継ぎをお願いします。

2-3. 事前に準備すること



◇合意形成・予算確保

団体内の合意形成を行い、予算を確保しましょう。

◇設置場所の確認・設置業者の選定

防犯灯の取替え（器具交換）場所を確認し、設置業者・設置機種を選定しましょう。

◇見積依頼

設置予定業者に費用の見積もりを依頼しましょう。

※追加費用の発生がないよう、見積内容に漏れがないか、確認をお願いします。

※2社以上の見積もりをおすすめします。

2-4. 取替え完了日と補助申請のタイミング

1月から12月末日までに取替えを完了（**完了日とは、工事実施日ではなく領収書の発行日**）した防犯灯に関する経費は、「令和〇年度防犯灯維持管理費補助金の交付申請」において、併せて申請いただけます。

補助申請時、**①取替え場所別の請求書の写し、②領収書の写し、③取替え場所を特定できる見取り図（位置図）**の3点が必要です。





【年間スケジュール】　（参考例：令和8年度の場合）

令和７年	令和８年											令和９年	
１２月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月
対象外	**この間に取替えを完了した防犯灯が申請対象です**										★		対象外

申請受付期間

（12月下旬～1月中旬）

★毎年１１月下旬頃、各防犯灯管理団体の代表者様あてに「令和〇年度防犯灯維持管理費補助金の交付申請」の書類一式を送付いたします。

【記入例】防犯灯･取替え編

様式第２号（第４条関係）

記入例

令和〇年〇〇月〇〇日

防犯灯維持管理費補助金交付申請書

富田林市長　様

管理団体代表者名を記入

（管理団体名）　**〇〇〇〇町会**

（代表者住所）　**常盤町1番1号**

（代表者氏名）　**富田林　太郎**

令和〇年度防犯灯維持管理費補助金を下記のとおり受けたいので、富田林市防犯灯補助金交付要綱第４条の規定により、補助金の交付を申請します。

上段：防犯灯維持管理に係る補助申請

記

令和〇年１月１日現在管理している防犯灯の灯数

１０W以下のもの	①	灯
１０Wを超え２０W以下のもの	②	灯
２０Wを超えるもの	③	灯

下段：防犯灯取替えに係る補助申請

令和〇年１月から１２月末までに防犯灯器具本体の取替えを行った場合
（電球の取替えは対象となりません。）

※防犯灯器具取替え明細書の補助金合計欄を記入してください。

ＬＥＤ	④	**4**灯	**59,500**円
２０W以下のもの		**0**灯	**0**円
２０Wを超えるもの		**0**灯	**0**円

注）令和〇年１月以降、防犯灯の取替えを行わなかった団体は、④欄に０を記入してください。

（参考例：次ページ記入例の通り、4灯取替え（LED）の場合）

防犯灯器具取替え明細書　管理団体名（　　〇〇〇〇町会　記入例　LED用

※**令和〇**年1月から**令和〇**年12月までに防犯灯の取替え**（電球の取替えは除く）**を行った場合は下記に記入のうえ、添付書類と一緒に提出してください。

注）用紙が不足する場合はコピーしてください。

	取替え年月日	取替え場所	電柱番号	消費電力	取替え費用（円）	**補助金額**（円） ※取替え費用の 1/2 か 16,000 円のどちらか少ない額 （1 円未満切り捨て）
1	**R8.2.10**	**常盤町〇番〇号　□□宅前**	**ｷｷｶ　30W2E5**	**9　W**	**32,000**	**16,000**
2	**R8.5.22**	**常盤町△番△号　〇〇公園前**	**ﾎﾞｳｶﾒ　7E2**	**6.3　W**	**27,500**	**13,750**
3	**R8.5.22**	**常盤町〇番〇号　□□宅前**	**ﾎﾞｳﾊﾝ　228**	**6.3　W**	**27,500**	**13,750**
4	**R8.11.12**	**常盤町△番△号　〇〇公園前**	**ﾄｷﾜ　5S1E8**	**18　W**	**38,500**	**16,000**
5				W		
6				W		
（ ～ 中 略 ～ ）						
10				W		

補助金合計欄⇒　④

補助金交付申請書④欄に転記してください。　**4** 灯　**59,500** 円

※消費電力が不明の場合は、取付を行った業者等へお問い合わせください。

（添付書類）・取替え場所別請求明細書及び領収書（写し可）

・取替え場所見取り図

令和〇年〇月〇日　（管理団体名）**〇〇〇〇町会**　（代表者氏名）**富田林　太郎**

様式第８号（第７条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

防犯灯維持管理費補助金交付請求書

富田林市長　様

・団体代表者名を記入
・自署(手書き)の場合は、押印不要

（管理団体名）　**〇〇〇〇町会**

（代表者住所）　**常盤町1番1号**

（代表者氏名）　**富田林　太郎**　印

令和〇年度防犯灯維持管理費補助金について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

なお、補助金については下記の指定口座へ振り込むよう依頼します。

記

交付決定通知書により通知された金額を記載

１．請 求 金 額　　**@@,000**　円也

２．指 定 口 座

金融機関名	**トッピー**農協　・(銀行)　　**ゆるキャラ**支店		
預金種別	(普 通)・当 座	口座番号	〇△□〇△□
ﾌﾘｶﾞﾅ	**マルマルマルチョウカイ　カイチョウ　トンダバヤシタロウ**		
口座名義	**〇〇〇〇町会　会長　富田林太郎**		

（注）　口座名は、通帳を確認のうえ、フリガナを入れて正確に記入してください。
記入に誤りがあると振込みできない場合があります。

【3.その他】

3-1. 知っておくと便利な防犯灯の豆知識

Q.防犯灯の自動点滅器って何？

A.自動点滅器とは、「周囲の明るさをセンサーで感知して、自動で防犯灯をつけたり消したりしてくれるスイッチ」のことです。これが故障すると、夜になっても防犯灯が点灯しなかったり、昼間でも点灯したままになったりします。

Q.自動点滅器が故障した場合、どうすればいい？

A. **電柱などに単体でついているセンサーの故障であれば、関西電力送配電(株)に連絡すると【無償】で修理・交換してもらえます。**

その際は、団体代表者様（契約者様）から「関西電力電力送配電（株）0800-777-3081」へ連絡し、その電柱についている**「電柱番号」**や所在地等を伝えてください。

※交換には時間を要する場合があります。

※自動点滅器一体型の防犯灯は、無償対応の対象となりませんので、町会等での修繕をお願いします。お近くの電気店等にご相談ください。

Q.**電柱番号**って何？どこを見ればいい？

A.電柱番号とは、電柱一本一本に割り当てられている「住所」のようなもので、地上から2～3mの位置にプレート（右図参照）が取り付けられています。関西電力送配電のマークや、東西南北を示す「E」「W」「S」「N」といったアルファベットの文字が書かれているプレートを確認してください。

関西電力の電柱番号は、基本的に「地名（カタカナや漢字） ＋ 数字 ＋ アルファベット」で構成されています。



3-2. 防犯灯を撤去（町会等が解散）する場合

◇町会等の解散により防犯灯を撤去される場合、必要な手続き等については以下の通りです。

1.意思統一

町会等の役員や住民間で解散準備を始めることを決定・確認します。

・解散に向けたスケジュールとあわせ、専用ポール等の処分方針について共有します。

【重要】

①町会等解散の際は、近隣町会・団体への無償譲渡や合併など、最大限、防犯灯の維持管理を継続できる方策の検討をお願いします。

②防犯灯を管理するための団体は、町会・自治会等の単位に限定されたものではありません。複数世帯でのグループ設立により、町会・自治会が解散した場合でも、管理を継続することが可能です。（関西電力に対し所定の手続き（所有者及び請求先変更等）が必要です。）

③町会等の解散に伴い、当該団体が設置した防犯灯の管理を、市へ移管（管理の引き継ぎ）することはできません。

2.財産の処分

①町会所有の防犯灯、専用ポールの撤去や電力会社との契約解除を行います。

②設置にあたって申請していた道路占用廃止届などの行政手続き・申請を漏れなく実施します。

【注意】

町会等の解散にあたり、当該団体が設置した専用ポール等をそのまま残置することはできません。

専用ポール等の撤去による原状回復と、関係行政機関への各種手続きが完了して初めて撤去手続きの完了となります。

3.残余金の整理

最終的な支払・入金が終了後、残余金を確認します。

・残余金を整理（清算）します。

4.解散届の提出

〇人権市民協働課へ登録済みの町会等の場合

→人権市民協働課へ解散届を提出します。併せて危機管理室への連絡をお願いします。

〇防犯灯の維持管理のみを目的とした管理団体の場合

→危機管理室まで、連絡をお願いします。

〈MEMO〉

【問い合わせ・提出先】

富田林市 市長公室 危機管理室 防犯係

（住所）〒584-8511 富田林市常盤町１番１号 ※

（電話）0721-25-1000（内線 9504）

※市役所庁舎建て替え中、危機管理室は富田林消防署5階です